生き生き長寿のまちづくり計画

沼田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（第９期　令和６年度～令和８年度）

ダイジェスト版

令和６年３月

沼　田　市

計画策定の趣旨と背景

1　高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進

平成12年４月に創設された介護保険制度は、社会情勢の変化に合わせて３年ごとに制度の見直しを行っており、年々サービス利用者も増加する中で、高齢者の生活の支えとして定着しています。

その一方で、令和７（2025）年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるほか、令和22（2040）年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

さらに、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じて、できる限り自分らしく暮らし続けられるよう、医療、介護、住まい、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて推進していくことが重要になっています。

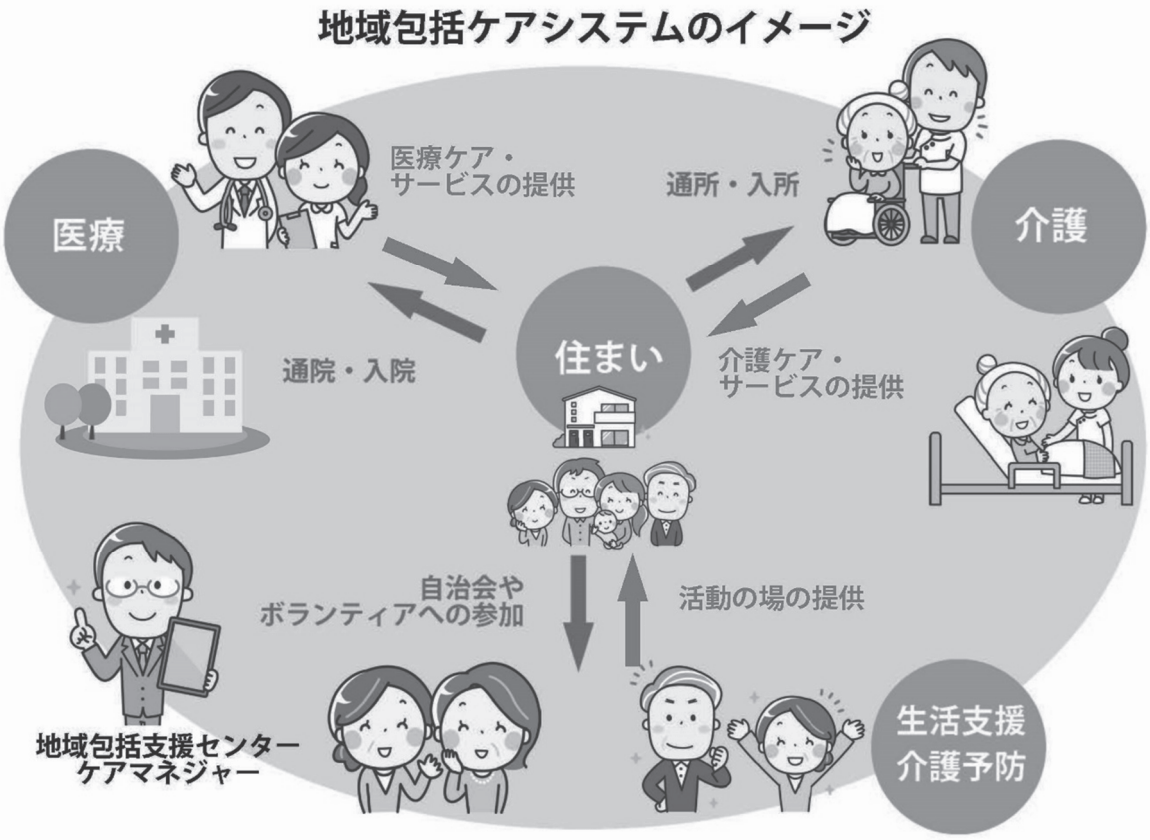

※出典：平成２８年３月　地域包括ケア研究会報告書より

２　地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、「必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援する」という考え方は、障害者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」といいます。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

３　本市における第９期計画の策定

このような背景により、本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年等の将来の姿などを見据え、中長期的な視点で令和６年度から令和８年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

本市の高齢者等の現状

1　人口及び高齢者数の推移と推計

平成17年の市村合併時に55,503人だった人口は、令和５年では44,580人まで減少しており、今後も、さらに減少していくことが見込まれます。また、近年増加が続いていた高齢者人口も、令和３年をピークに減少傾向となっていますが、反対に高齢化率は今後も上昇することが見込まれ、内訳では後期高齢者（75歳以上）の増加が見込まれます。

◆人口の推移と推計

（単位：人）

区分		実績値			推計値			
		令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)	令和6年 (2024 年)	令和7年 (2025 年)	令和8年 (2026 年)	令和 22 年 (2040 年)
総人口		46,175	45,541	44,580	44,352	43,743	43,149	34,846
高齢者全体		16,001	15,995	15,952	15,862	15,843	15,758	14,731
	前期高齢者	7,603	7,438	7,296	6,907	6,763	6,602	5,723
	後期高齢者	8,398	8,557	8,656	8,955	9,080	9,156	9,008
	高齢化率	34.7%	35.1%	35.8%	35.8%	36.2%	36.5%	42.3%
40～64 歳人口		15,179	14,953	14,653	14,521	14,285	14,039	10,782

※資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）、推計値は令和５年 10 月１日現在の住民基本台帳の人口を基に算出
※高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

◆高齢者人口の推移と推計

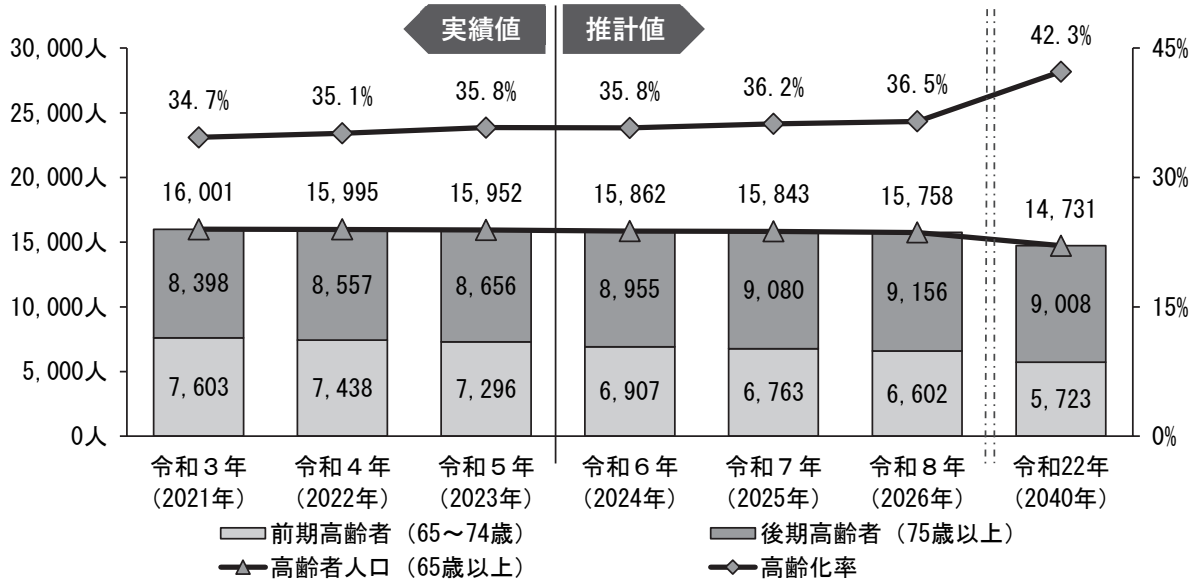

◆令和５年人口構成

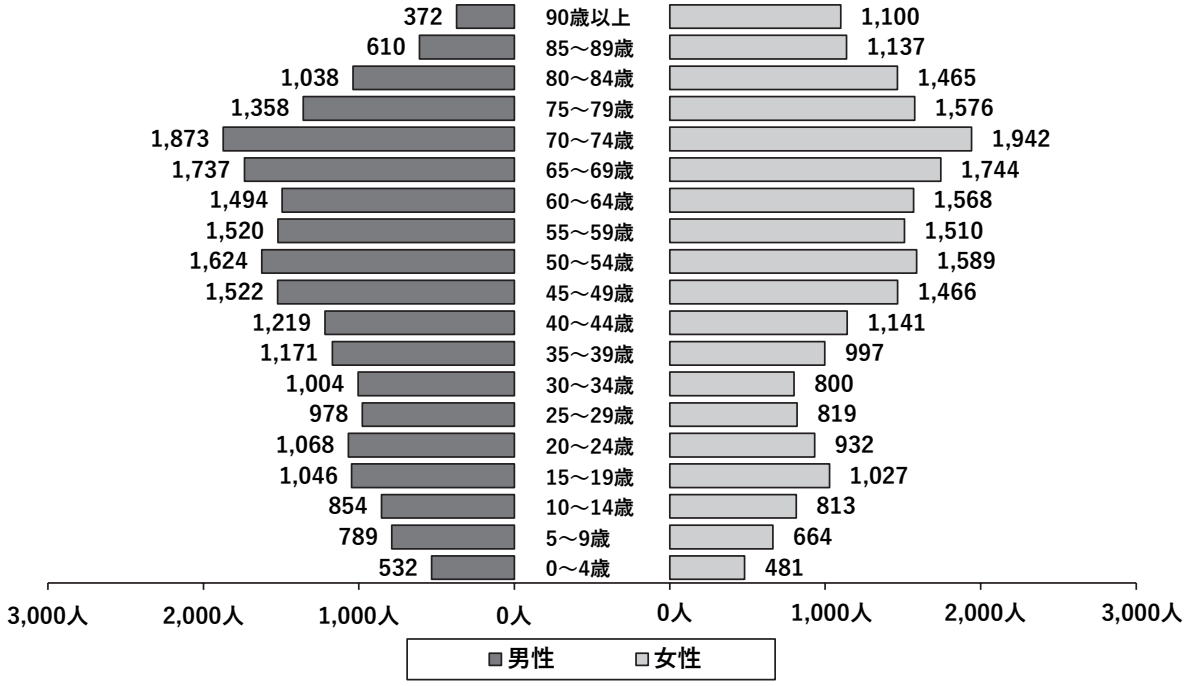

※資料：住民基本台帳（令和５年 10 月１日現在）

2　日常生活圏域ごとの高齢者等の状況

本市では、一人暮らし高齢者世帯（70歳以上）の状況を把握するため、７月1日現在で、「ひとり暮らし高齢者調査」を行っており、４つの日常生活圏域の高齢者世帯数（70歳以上）などの状況は次のとおりです。

高齢者数に占める一人暮らしの割合は、市全体で14.6%となっており、圏域別では沼田北部圏域が17.3%と高くなっています。

◆「ひとり暮らし高齢者基礎調査」による一人暮らし高齢者世帯数

圏域名	高齢者数（70 歳以上）	一人暮らし高齢者世帯数（70 歳以上）	高齢者数に占める一人暮らし高齢者の割合
沼田北部圏域	3,843 人	667 世帯	17.3%
沼田南部圏域	3,082 人	435 世帯	14.1%
沼田西部圏域	3,460 人	485 世帯	14.0%
沼田東部圏域	2,072 人	234 世帯	11.3%
合計	12,457 人	1,821 世帯	14.6%

※資料：住民基本台帳（令和５年７月１日現在）、ひとり暮らし高齢者調査（令和５年７月１日現在）

◆沼田市日常生活圏域図

※本図は概略図です

◆日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、介護保険制度において、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことで、設定にあたっては、従来の地理的環境、居住する地域の結びつきの強さ等にも配慮し、本市は次の４つの圏域としています。

また、圏域ごとに介護サービスをきめ細かく提供して、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることを支援していくとともに、高齢者の自立生活を支援する地域包括ケアの取組も、圏域ごとに実施していきます。

◆日常生活圏域一覧

圏域名	該当地域
沼田北部圏域	●**沼田中学校区**（柳町・高橋場町・材木町・桜町・上原町・東原新町・西原新町） ●**池田中学校区**（池田地区）
沼田南部圏域	●**沼田南中学校区**（東倉内町・西倉内町・上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町・戸鹿野町及び新町〈鷺石区域は除く〉・沼須町・上沼須町・栄町） ●**沼田東中学校区**（下久屋町・上久屋町・久屋原町・横塚町）
沼田西部圏域	●**沼田西中学校区**（榛名町・清水町・薄根町・川田地区・戸鹿野町及び新町の鷺石区域） ●**薄根中学校区**（薄根地区）
沼田東部圏域	●**白沢中学校区**（白沢町） ●**利根中学校区・多那中学校区**（利根町）

3　被保険者数の推移

介護保険事業の対象者は、65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者の保険料は、保険者である市町村ごとに定められます。

高齢化率は今後も伸び続け、第1号被保険者の横ばい傾向と第2号被保険者の減少傾向は続くことが見込まれます。

◆被保険者数の推移

（単位：人）

区分	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者（65歳以上）	16,001	15,995	15,952
前期高齢者（65～74歳）	7,603	7,438	7,296
後期高齢者（75歳以上）	8,398	8,557	8,656
第2号被保険者（40～64歳）	15,179	14,953	14,653

※資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

◆被保険者数と第１号被保険者の前期・後期高齢者割合の推移

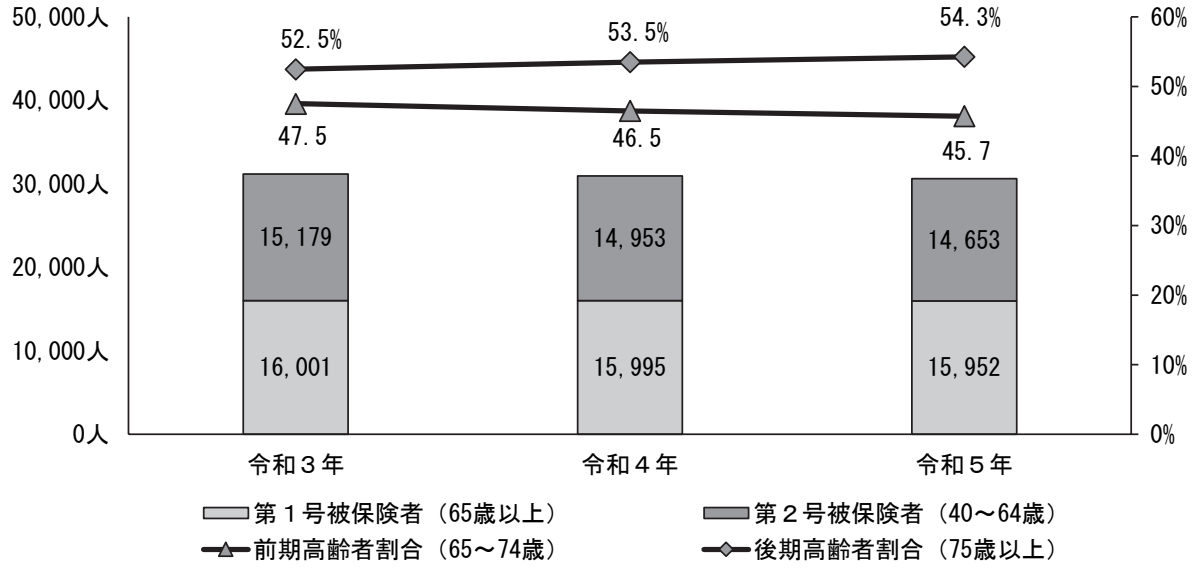

４　要介護（要支援）認定者数の推移

令和５年の要介護（要支援）認定者数は3,324人、高齢者（第１号被保険者）認定率は20.5%です。認定率は横ばいで推移しています。

要介護（要支援）度別の内訳は、次のとおりです。

◆要介護（要支援）度別認定者数、高齢者認定率の推移　（単位：人）

区分	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	394	360	376
要支援2	430	435	470
要介護1	712	696	680
要介護2	536	461	504
要介護3	464	521	440
要介護4	427	473	482
要介護5	361	393	372
要介護(要支援)認定者数	3,324	3,339	3,324
うち第1号被保険者数	3,262	3,274	3,267
第1号被保険者数	16,001	15,995	15,952
高齢者(第1号被保険者)認定率	20.4%	20.5%	20.5%

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末日現在）

◆要介護（要支援）度別認定者数、高齢者認定率の推移

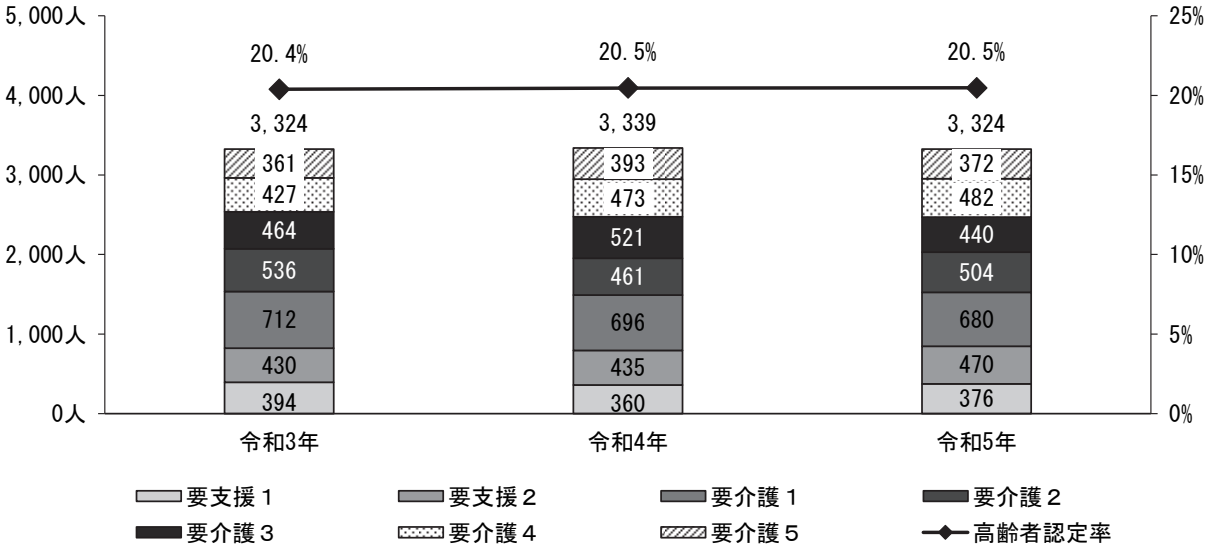

本市の高齢者を取り巻く主な課題（高齢者実態調査結果より）

１　後期高齢者の増加に伴う、介護サービス需要の増加

75歳以上の後期高齢者では、約７人に１人が「介護が必要」と回答しており、第９期計画期間において、後期高齢者の増加が見込まれる本市では、介護サービス需要の増加が見込まれます。

２　感染症収束後を見据えた取組

新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えている人が、今までのように元気に外出ができるよう、体力や筋力の低下、外出意欲の低下を防ぐような支援が必要と考えられます。

３　地域活動への参加促進

地域活動への参加意向は高いものの、多くの人が参加には至っていません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で「既に参加している」と回答した人も減少しています。参加希望者を活動につなげる支援、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動から離れてしまった人の復帰のための支援が必要となります。

４　生活支援サービスの充実・周知

生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問において、「雪かき」「草むしり」の割合が高くなっています。生活支援サービスの充実・周知が必要と考えられます。

５　災害発生時等の緊急時に高齢者を支援する体制の充実・周知

生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問において、「災害時の手助け」の割合が高くなっています。緊急時の支援体制の充実や周知が必要と考えられます。

６　生きがいづくりの推進

生きがいを持つことは健康状態に良い影響が見られると考えられるため、健康維持のためにも、生きがいづくりをサポートする支援が必要と考えられます。

７　生活習慣の改善や健康づくりの取組（重度化防止）

現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が高くなっていることから、生活習慣の改善や健康づくりへの取組が重度化防止の観点からも必要と考えられます。

８　認知症相談窓口の周知

今後のさらなる高齢化に伴い、認知症の増加が見込まれる中、約７割の人が認知症に関する相談窓口を知らないと回答しているため、さらなる周知活動が必要と考えられます。

９　認知症施策の推進

今後のさらなる高齢化に伴い、認知症の増加が見込まれることから、認知症施策の推進が必要と考えられます。

10　移動支援や外出同行の充実

高齢化による運転免許証返納後の移動手段の問題や老老介護の増加を受け、移動支援や外出同行の充実が必要と考えられます。

11　希望する場所で最期を迎えるための支援

要介護者、介護者ともに、「自宅」で最期を迎えたい（家族を看取りたい）と希望する人が多く、希望どおり「自宅」で最期を迎えられるような支援が必要と考えられます。

12　家族介護者の介護不安の解消や負担軽減

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について、「家族に負担をかけるから」が約７割となっており、在宅医療の実現には家族の負担軽減が必要と考えられます。

13　在宅医療体制の充実

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」が５割以上となっており、在宅医療の実現には、充実した体制の整備が必要と考えられます。

14　介護離職を防ぐ取組

要介護３以上では、介護者・介護者以外の家族や親族で仕事を辞めた人を合わせると、13.0%の人が介護離職をしており、介護者が仕事を継続できるような支援が必要と考えられます。

15　老老介護の増加を見据えた取組

介護者の年齢は60歳以上が約６割を占めており、今後の高齢化に伴い、より一層の老老介護の増加が見込まれます。このため、各種サービスの充実等、介護者の負担軽減が必要と考えられます。

計画の基本的な考え方

１　基本理念

全国的にも高齢化が進む中、本市においても高齢化が急速に進行しており、高齢化率は令和５年10月１日現在で35.8%に達しています。そのため、介護が必要な高齢者が安心して暮らすことができる環境の向上と同時に、高齢者が社会的支援を受ける立場だけでなく、より積極的に、自らの経験や知識・技術を生かして、地域社会に貢献する場を創出し、生き生きと自分らしく暮らしていくことができるよう、地域や関係機関が連携した環境づくりの一層の推進が必要となっています。

これまでの高齢者施策の継続性を大切にし、高齢者一人一人が健康で、生きがいを感じ、笑顔あふれる暮らしができるようなまちづくりを進めるため、本計画の基本理念はこれまでのものを継承します。

（１）個人の意思を尊重し、利用者本位で質の高いサービスを提供することを通じて高齢者の自立を支援します。

（２）高齢者の暮らしの状態・環境にかかわらず、支援を必要とする高齢者に必要なサービスを提供します。

（３）保健・福祉・医療・生涯学習等との連携を図り、それぞれの分野の地域資源を幅広く活用して高齢者のニーズに的確に応えることができる、効率的・総合的なサービスを提供します。

（４）市民に最も身近な自治体（市）として柔軟なサービス提供体制をつくるとともに、市民参加型の総合的なまちづくりの視点に立った保健福祉施策を推進し、本市に適したサービスを充実していきます。

２　基本目標

「生き生き長寿のまちづくり」の実現のために、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標１　高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が充実した生活を送るためには、自身で生きがいを持つことが重要です。そこで、高齢者の学習、就業、社会活動等への積極的な参加の機会を確保することが必要となります。しかし、一人一人の経験や知識、技術は異なるとともに、近年は生きがいの求め方も多様になっていることから、幅広い分野にわたった生きがいづくりの推進に努めます。

基本目標２　地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

高齢者、とりわけ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化に向けて取り組みます。

また、日常生活圏域ごとに地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどが連携を強化し、さらなる地域支援事業を展開することで高齢者の健康づくりや介護予防を推進するとともに、さまざまな主体が関わる生活支援サービスの充実と住民が参加する地域づくりを推進します。

基本目標３　介護保険サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、その必要とするサービスを十分に受けられるよう、サービス基盤を確保するとともに、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、介護サービスの充実を図ります。

また、介護サービス量を正確に見極めて保険料を算出するとともに、安心して介護サービスを利用できるように、低所得者に対する支援を推進します。

3　生き生き長寿のまちづくり計画の概要

基本理念

（１）個人の意思を尊重し、利用者本位で質の高いサービスを提供することを通じて高齢者の自立を支援します。

（２）高齢者の暮らしの状態・環境にかかわらず、支援を必要とする高齢者に必要なサービスを提供します。

高齢者を取り巻く主な課題

- 後期高齢者の増加に伴う、介護サービス需要の増加
- 感染症収束後を見据えた取組
- 地域活動への参加促進
- 生活支援サービスの充実・周知
- 災害発生時等の緊急時に高齢者を支援する体制の充実・周知
- 生きがいづくりの推進
- 生活習慣の改善や健康づくりの取組（重度化防止）
- 認知症相談窓口の周知
- 認知症施策の推進
- 移動支援や外出同行の充実
- 希望する場所で最期を迎えるための支援
- 家族介護者の介護不安の解消や負担軽減
- 在宅医療体制の充実
- 介護離職を防ぐ取組
- 老老介護の増加を見据えた取組

基本目標

【基本目標１】
高齢者の生きがいづくりの推進

【基本目標２】
地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

【基本目標３】
介護保険サービスの充実

（３）保健・福祉・医療・生涯学習等との連携を図り、それぞれの分野の地域資源を幅広く活用して高齢者のニーズに的確に応えることができる、効率的・総合的なサービスを提供します。
（４）市民に最も身近な自治体（市）として柔軟なサービス提供体制をつくるとともに、市民参加型の総合的なまちづくりの視点に立った保健福祉施策を推進し、本市に適したサービスを充実していきます。

基本指針	特に重点的に取り組んでいく事業
地域共生社会の実現	①地域支え合いの推進 ②地域福祉の推進
バリアフリーの推進	①生活環境の整備
高齢者の生きがいづくりの推進	①生きがいづくりの支援 ②高齢者福祉施設等の活用 ③移送サービスの推進
在宅福祉サービスの充実	①日常生活の支援
介護保険サービスの充実	①介護保険サービス事業所整備の推進 ②介護給付適正化の推進
自立支援・重度化防止の推進	①健康づくり・介護予防の推進 ②介護予防・日常生活支援総合事業等の推進 ③認知症施策の推進 ④介護支援体制の充実 ⑤介護事業所等と連携した災害等への対応

業務内容

地域共生社会の実現

①地域支え合いの推進

〇ひとり暮らし高齢者に一声かける運動　〇災害時要配慮者対策

〇防災・防犯対策　〇買い物支援、ごみ出し等の支援

②地域福祉の推進

〇包括的な支援体制づくりの充実

バリアフリーの推進

①生活環境の整備

〇道路環境の整備　〇公共施設等のバリアフリー化の促進

〇住宅改修の支援　〇高齢者が安心して住める住宅の確保

高齢者の生きがいづくりの推進

①生きがいづくりの支援

〇高齢者就労支援　〇老人クラブの活性化

〇地域活動団体の活性化

〇ひとり暮らし高齢者交流会事業

〇温泉施設利用高齢者助成事業

②高齢者福祉施設等の活用

〇ふれあい・いきいきサロン　〇ふれあい福祉センター

③移送サービスの推進

〇高齢者バス利用促進事業　〇タクシー料金補助利用券の交付

〇外出支援サービス（福祉有償運送等）の推進　〇介護用車両購入費等補助事業

〇バス運行による交通手段の確保

在宅福祉サービスの充実

①日常生活の支援

〇生活管理指導員派遣・短期宿泊事業　〇布団乾燥・丸洗いサービス事業

〇日常生活用具給付等事業　〇安否・緊急通報システム

〇救急医療情報キット給付事業　〇はり・きゅう・マッサージ助成事業

〇老人保護措置事業（養護老人ホーム）　〇「食」の自立支援事業

〇紙おむつ給付事業　〇在宅訪問理美容サービス事業

介護保険サービスの充実

①介護保険サービス事業所整備の推進

②介護給付適正化の推進

自立支援・重度化防止の推進

①健康づくり・介護予防の推進

〇健康づくりの推進　〇介護予防の推進

〇介護予防事業対象者把握事業　〇介護予防普及啓発事業

〇地域介護予防活動支援事業

（高齢者筋力向上トレーニング事業、介護予防サポーター養成・育成事業）

〇一般介護予防事業評価事業

〇地域リハビリテーション活動支援事業

②介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

〇訪問型サービス（認定ヘルパーサービス事業・短期集中訪問指導）

〇通所型サービス（緩和基準運動教室・短期集中運動教室）

〇介護予防ケアマネジメント事業　〇総合相談支援事業

〇権利擁護事業　〇包括的・継続的ケアマネジメント事業

〇在宅医療・介護連携推進事業　〇生活支援体制整備事業

〇地域ケア会議

③認知症施策の推進

〇認知症地域支援推進員事業　〇認知症初期集中支援推進事業

〇認知症サポーター養成事業　〇チームオレンジあっぷりん

〇あっぷりんカフェ　〇認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業

〇日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）　〇成年後見制度

④介護支援体制の充実

〇介護支援体制の整備　〇相談支援体制の整備

⑤介護事業所等と連携した災害等への対応

第１号被保険者介護保険料の算定

１　介護保険事業費の見込み

第９期計画期間における介護保険事業費の見込みは次のとおりです。

また、令和22（2040）年度における介護保険事業費の見込みについても合わせて掲載します。

◆第９期計画期間における介護保険事業費

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込み額(A)	5,747,575	5,787,405	5,825,003	17,359,983
総給付費	5,407,071	5,444,444	5,479,705	16,331,220
特定入所者介護サービス費等給付額	184,410	185,744	187,009	557,163
高額介護サービス費等給付額	135,418	136,418	137,348	409,183
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,552	16,651	16,764	49,968
算定対象審査支払手数料	4,124	4,148	4,177	12,449
地域支援事業費(B)	260,663	260,663	260,663	781,989
介護予防･日常生活支援総合事業費	145,450	145,450	145,450	436,350
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	90,332	90,332	90,332	270,996
包括的支援事業(社会保障充実分)	24,881	24,881	24,881	74,643
介護保険事業費(C=A+B)	6,008,238	6,048,068	6,085,666	18,141,972

◆令和22（2040）年度における介護保険事業費

（単位：千円）

区分	令和 22 年度
標準給付費見込み額	6,361,398
総給付費	5,994,156
特定入所者介護サービス費等給付額	198,857
高額介護サービス費等給付額	145,774
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,101
算定対象審査支払手数料	4,510
地域支援事業費	230,234
介護予防･日常生活支援総合事業費	126,411
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	83,418
包括的支援事業(社会保障充実分)	20,405
介護保険事業費	6,591,632

２　介護保険の財源

令和６年度から令和８年度までの介護保険事業費、調整交付金見込み額等を基に保険料収納必要額を積算し、予定収納率及び第１号被保険者数で除して保険料基本額を算出します。

事業費の大半を占める標準給付費の財源構成は、40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・県・市の公費が半分となっています。第９期においては、第１号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%です。

また、地域支援事業費のうち、④包括的支援事業費、⑤任意事業費については、第２号被保険者の負担はなく、第１号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されます。

◆標準給付費の財源構成

①施設等給付費

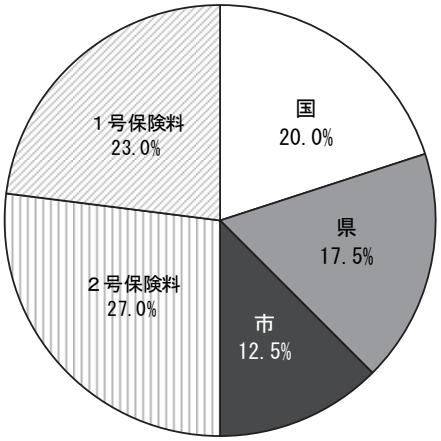

②居宅等給付費

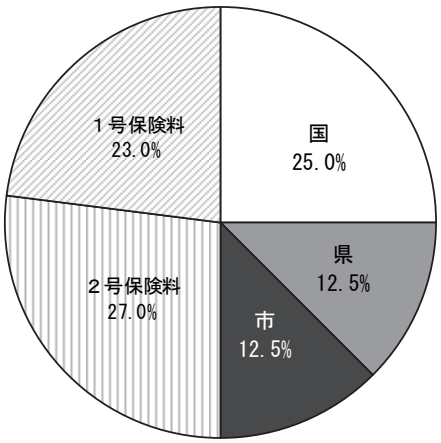

◆地域支援事業費の財源構成

③介護予防・日常生活支援総合事業費

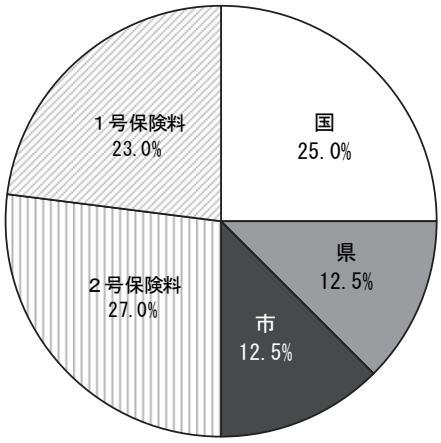

④包括的支援事業費、⑤任意事業費

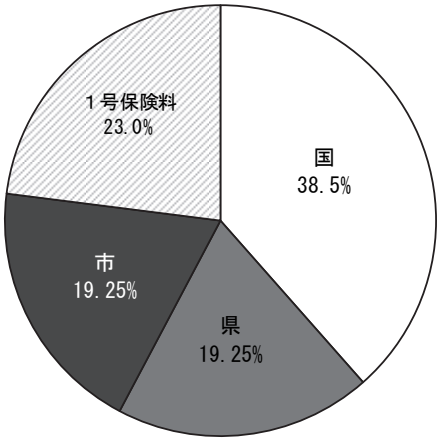

なお、標準給付費（①施設等給付費、②居宅等給付費）及び③介護予防・日常生活支援総合事業費の国負担部分の５％にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付される仕組みとなっており、各市町村の後期高齢者の割合や第１号被保険者の所得水準に応じ、第１号被保険者の実質的な負担割合は各市町村によって異なります。

◆第９期第１号被保険者保険料基準額の算定

（単位：千円）

算出項目	金額／係数	備考
第9期計画期間の介護保険事業費(C)	18,141,972	
第1号被保険者負担分相当額(D)	4,172,654	C×0.23
調整交付金相当額(E)	889,817	
調整交付金見込み額(F)	1,082,963	
財政安定化基金償還額(G)	0	
準備基金取崩見込み額(H)	239,000	
特別給付費(I)	0	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込み額(J)	32,706	
保険料収納必要額(K)	3,707,801	=D+E-F+G-H+I-J
予定保険料収納率(L)	99.0%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数(M)	47,031 人	
保険料基準額(月額)(N)	6,636 円	=K÷L÷M÷12

第１号被保険者月額保険料基準額は、次のとおりとなります。

第８期
（令和３年度～令和５年度）
月額保険料基準額
6,239 円

→

第９期
（令和６年度～令和８年度）
月額保険料基準額
6,636 円

３　第９期事業計画期間（令和６年度～令和８年度）の所得段階別保険料額の設定

保険料額については、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階に準じた保険料段階を設定します。

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第１段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者（※１）、世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.455 （基準額×0.285）	36,200 円 （22,700 円）
第２段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額×0.685 （基準額×0.485）	54,500 円 （38,600 円）
第３段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額×0.69 （基準額×0.685）	54,900 円 （54,500 円）
第４段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.9	71,700 円
第５段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	基準額	79,700 円
第６段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.2	95,600 円
第７段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額×1.3	103,600 円
第８段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額×1.5	119,500 円
第９段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額×1.7	135,400 円
第 10 段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額×1.9	151,400 円
第 11 段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額×2.1	167,300 円
第 12 段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額×2.3	183,300 円
第 13 段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が 720 万円以上の人	基準額×2.4	191,200 円

※１．老齢福祉年金：明治 44 年４月１日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、ほかの年金を受給できない人に支給される年金

※２．第１～３段階の保険料率・年間保険料の（　）は、公費負担による軽減処置後の保険料率・年間保険料

４　【参考】令和５年度の所得段階別保険料額の設定

保険料額については、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階に準じた保険料段階を設定しています。

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者（※１）、世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の人	基準額×0.50 （基準額×0.30）	37,400 円 （22,400 円）
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120 万円以下の人	基準額×0.70 （基準額×0.45）	52,400 円 （33,700 円）
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.75 （基準額×0.70）	56,100 円 （52,400 円）
第 4 段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の人	基準額×0.90	67,400 円
第 5 段階	本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいる人	基準額	74,900 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.20	89,800 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額×1.30	97,300 円
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額×1.50	112,300 円
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.70	127,300 円
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上の人	基準額×1.90	142,300 円

※１．老齢福祉年金：明治 44 年４月１日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、ほかの年金を受給できない人に支給される年金

※２．第１～３段階の保険料率・年間保険料の（　）は、公費負担による軽減処置後の保険料率・年間保険料

生き生き長寿のまちづくり計画

沼田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（第９期　令和６年度～令和８年度）

令和６年３月発行

発行　沼田市

編集　沼田市　健康福祉部　介護高齢課

〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888 番地

TEL：0278-23-2111（代表）

池田実穂「沼田三十六景」2015 年制作　木版画

　沼田市にゆかりのある真田氏をはじめ、沼田まつりや天狗、山々や温泉など、地域を象徴する景色をモチーフに、沼田市の魅力を 36 コマの木版に盛り込んだ作品

池田実穂（いけだ・みほ）さんプロフィール／木版画家・画家

　令和３（2021）年 10 月１日、木版画家・画家として活躍されている池田実穂さんに対し、「ヌマタ・アート・アンバサダー」を委嘱しました。

■略歴

昭和 53（1978）年	利根郡月夜野町（現みなかみ町）生まれ
平成 13（2001）年	東京学芸大学教育学部
	小学校教員養成課程美術科卒業
平成 15（2003）年	同大学大学院教育学研究科美術教育専攻修了
平成 16（2004）年	イタリアに渡りカッラーラ美術学院
	彫刻科に入学
平成 21（2009）年	同学院を卒業
	渡伊後、木版画の制作を始める
	イタリア・カッラーラ市を拠点に活動
令和　３（2021）年	沼田市にアトリエを開設
	「ヌマタ・アート・アンバサダー」に就任